

指定難病・小児慢性特定疾病 指定医療機関の記載が変更になります

令和4年10月1日から、大分県が発行する医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」ではなく、「**各都道府県または政令指定都市が指定した指定医療機関**」と記載します。

そのため、患者が指定医療機関を新たに利用する場合、保健所への変更届が不要になり、指定医療機関であれば、受給者証を使用できるようになります。

2022年9月30日まで

旧 受給者証

指定医療機関	病・診	A病院	所在地
	薬局	B薬局	所在地
	薬局	C薬局	所在地



* 患者が新たな医療機関を利用するには保健所での変更手続きが必要でした。

2022年10月1日から

新 受給者証

* 小児慢性特定疾病
(大分市のみ)9/1~

指定医療機関	各都道府県または政令指定都市が指定した指定医療機関
--------	---------------------------

* 小児慢性特定疾病は、「各都道府県、政令指定都市または中核市が指定した指定医療機関」となります。



* 指定医療機関であれば手続きなく、利用可能！

* 個別の医療機関の名称が記載されていても、10月1日以降は利用可能です。

ただし、受給者証を使用できるのは、**指定難病、小児慢性特定疾病それぞれの指定医療機関の指定を受けている医療機関のみ**です。指定医療機関の申請を希望する医療機関は、大分県ホームページ（下記URL）をご確認いただき、申請書類を大分県健康づくり支援課へご提出ください。

基準を満たしていれば、**申請を行った月の翌月1日**から認定されますので、早めの申請をお願いします。

指定難病

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/nanbyositei.html>

小児慢性特定疾病

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/shomanshitei.html>



お問い合わせ：大分県福祉保健部健康づくり支援課

指定難病(Tel 097-506-2804、2674、2677) 小児慢性特定疾病(Tel 097-506-2673、2676)